

つがる西北五広域連合指定金融機関の指定

令和 2 年 10 月 1 日
告 示 第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 292 条において準用する同法第 235 条第 2 項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 8 項の規定により告示する。
なお、平成 11 年つがる西北五広域連合告示第 3 号は、廃止する。

記

指定金融機関 株式会社青森銀行五所川原支店

指定年月日 平成 11 年 7 月 5 日